

内 訳 書

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 業務原価						
(1) 直接人件費		1	式			…A
(2) 直接経費						
旅費交通費		1	式			
小計						…B
(3) 間接費						
その他原価		1	式			
小計						…C
1. 業務原価 小計						…D
2. 一般管理費等						…E
業務価格						=D+E
消費税等相当額						10%
委託料						

川越市一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）
の解体に係る基礎調査等業務委託

仕様書

令和8年度
川越市 環境部 環境施設課

第1章 総則

1. 総則

本仕様書は、川越市一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の解体に係る基礎調査等業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項は、川越市業務委託契約書の内容による。

2. 目的

本業務は、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の解体工事を実施するにあたり策定する、解体工事基本計画の基礎となる調査等を行うものである。

3. 委託場所

川越市大字大仙波1249番地1

4. 委託期間

契約締結日 から 令和9年3月30日まで

5. 支払方法

完了後一括払い

6. 委託の概要

(1) 廃棄物処理施設財産処分申請書の作成

「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」に基づき、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の財産処分に必要な資料等を作成する。

(2) 解体工事基本計画の策定に係る基礎調査

以下について調査等を実施し、調査結果報告書を作成する。

① 解体工事に関する諸条件の整理

関係法令等の整理を行うとともに、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の現地確認及びこれまで本市が行った各種調査のデータ整理を行い、解体工事に関する諸条件を提示する。

② 発注方式及び実績調査

解体工事における発注・入札方法について、考えられる主な方法を比較検討し、本解体工事に最適な発注・入札方法を提示する。

③ 解体後における敷地利用の調査

解体後における敷地利用について、考えられる主な方法を比較検討し、提示する。

7. 技術者の配置等

- (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に提出しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- (2) 管理技術者は、本業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う。
- (3) 管理技術者は、受注者と直接的かつ1年以上の恒常的な雇用関係にあり、市が指定するそれを証する書類を提出できる者であること。
- (4) 管理技術者は、し尿処理施設の処理技術と運営管理に十分な知識及び経験を有する衛生工学部門の技術士（廃棄物処理、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環）とする。
- (5) 管理技術者の履行期間途中での交代は、業務の適正な履行の確保を阻害するおそれがあることから、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き、原則として認めないものとする。その場合であっても、交代前後における管理技術者の技術力を同等以上に確保すること。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し、以下の書類を発注者に提出するものとする。なお、受理された事項を変更しようとする場合、その都度発注者の承諾を受けなければならない。

- (1) 着手時の提出書類
 - ① 委託業務実施計画書（指定様式）
 - ② 管理技術者等通知書（指定様式）
 - ③ その他発注者が必要と認める書類
- (2) 完了時の提出書類
 - ① 成果品（紙媒体：各2部、電子媒体(CD-R)：1部）
 - ・ 廃棄物処理施設財産処分申請書 一式
 - ・ 調査結果報告書 一式
 - ② 委託業務実施報告書（指定様式）
 - ③ その他発注者が必要と認める書類

9. 資料の貸与

- (1) 本業務の履行上必要となる資料について、発注者が所有しているものは、受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与を受けた資料についてリストを作成のうえ、発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、貸与を受けた資料が不要となった場合又は業務の完了時には、速やかに当該資料を発注者に返却するものとする。

10. 関係法令の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、関係する法令規則、細則、通知等を守らなければならない。

11. 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

12. その他

- (1) 受注者は、本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項があった場合には、発注者と十分な打合せを行い、これを決定するものとし、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

第2章 業務内容

1. 廃棄物処理施設財産処分承認申請書の作成

一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の工事履歴等を整理し、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（環循総発第2101211号令和3年1月21日環境省環境再生・資源循環局長）に従い、財産処分に必要となる資料等を作成する。なお、申請手続は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準 第2.1」に規定される包括承認事項である。

2. 解体工事基本計画の策定に係る基礎調査

以下のとおり調査結果報告書を作成する。

(1) 解体工事に関する諸条件の整理

- ① 解体施設の概要、周辺の環境と施設の状況、既存データの整理、および関係法令等を取りまとめる。なお、解体するにあたり、不足する事前調査等があった場合には、その内容（事前調査を行う根拠、内容など）を提示すること。
- ② 周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、必要な対策を講じるものとする。特にダイオキシン類による汚染対策には、十分配慮すること。また、解体工事期間中及び工事後の周辺環境の汚染状況の調査方法について検討する。
- ③ 基礎（杭を含む。）の撤去の有無、解体後の整地条件について整理しておくとともに、これに伴い想定される地下水対策や地盤対策について、既存データ及び現地調査を基に十分な検討を行うものとする。
- ④ ダイオキシン類の除染や、石綿含有建材の解体に際し、作業者に対するばく露防止対策を十分に検討するとともに、周辺環境への影響を考慮し、粉じん等飛散防止対策及び排水流出防止対策についても、十分な検討を行うこと。

また、解体工事で発生した廃棄物の一時保管方法や汚染物の有無並びに処理方法や処理先の検討についても併せて行うものとする。

(2) 発注方式及び実績調査

解体工事における発注・入札方法について、考えられる主な方法を比較検討し、本解体工事に最適な発注・入札方法を提示する。検討にあたっては他市町村等の先行事例についても調査を行うものとする。

(3) 解体後における敷地利用の調査

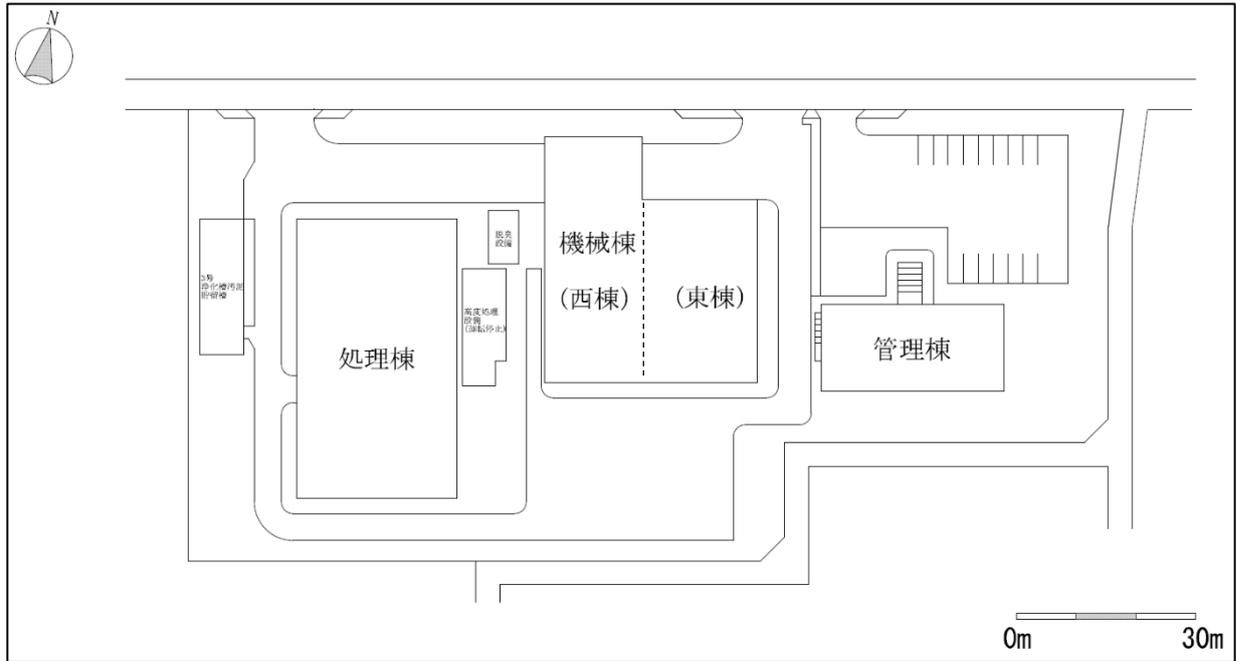
解体後における敷地利用について、考えられる主な方法を比較検討し、提示する。検討にあたっては他市町村等の先行事例の調査や市場調査等を行い、必要性についても検討するものとする。

第3章 対象施設の概要

1. 全体施設概要

施設名称	環境衛生センター			
所在地	川越市大字大仙波 1249 番地 1			
竣工年度	昭和 54 年度（稼働は昭和 55 年 4 月）			
処理能力	150k1/日（し尿 105k1/日・浄化槽汚泥 45k1/日）			
処理方式	主処理：標準脱窒素処理 高度処理：運転停止（凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着） 汚泥処理：濃縮 → 脱水 → 搬出 臭気処理 高濃度：生物脱臭塔 → 中・低濃度臭気として処理 中・低濃度：酸洗浄＋アルカリ・次亜塩素酸洗浄＋活性炭脱臭 硝酸化槽低濃度：水洗脱臭			
希釈水の種類	井水			
放流先	公共下水道 （稼働当初は河川放流）			
し渣・汚泥処理	ごみ処理場で焼却処理。 稼働当初は機械棟（東棟）で焼却。 <u>※解体工事の範囲に含まれる</u> 処理方式：ロータリーキルン 処理能力：2.4 t/h			
放流水質	項目	単位	基準値	計画値
	pH	—	5.0～9.0	5.0～9.0
	BOD	mg/L	600 以下	600 以下
	COD	mg/L	—	—
	SS	mg/L	600 以下	600 以下
	T-N	mg/L	240 以下	240 以下
	T-P	mg/L	32 以下	32 以下
	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	30 以下	30 以下
よう素消費量	mg/L	220 以下	220 以下	
設計・施工	荏原インフィルコ株式会社 （現：水 i n g エンジニアリング株式会社）			

2. 全体配置図



※管理棟については、令和10年度の解体が決定しているため「第2章. 2. 解体工事基本計画の策定に係る基礎調査」の対象外。「第2章. 1. 廃棄物処理施設財産処分承認申請書の作成」については対象。

3. 環境省所管の補助金等を活用した工事

名称	実施年度
川越市し尿処理施設建設工事	S53, 54

4. 既存の各種調査

調査等	実施年度
耐震診断	H24, 25
用地測量	H29
地歴調査	H29
石綿含有状況調査	R 元
ダイオキシン類等事前調査	R 元
土壌汚染状況調査	R2
地質調査	R3
精密機能調査	R7 (3年に1回実施)

第4章 解体に係る基本方針

現時点における本市の一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）解体に係る基本方針は以下のとおりである。

1. 機械棟（東棟）の早期・優先的な解体撤去

機械棟（東棟）は耐震性が不足しており、ダイオキシン類も検出されていることから、有事の際、周辺地域に悪影響を与える可能性があるほか、隣接する新施設への損害や運営に支障をきたす可能性が高い。よって、解体を計画するにあたっては、残存施設の一斉解体だけでなく、機械棟（東棟）を先行して解体するなどの段階的な解体計画についても検討を行う。

2. 解体後の敷地利用

解体後の敷地利用については、中期・長期的に期間を区切り検討を行う。

(1) 長期的な敷地利用について

土地の取得、住民合意形成、都市計画の決定、放流先の確保などを考慮し、新施設の次期更新工事の建設用地とする。次期更新については、国や県の動向および新施設の状況等を踏まえ、しかるべき時期に検討を行う。

(2) 中期的な敷地利用について

中期的とは、暫定的に供用開始からの40年間（2027～2067年まで）とする。

40年間とした理由は、新施設は30年以上の稼働を計画していること、および環境衛生センターの実績（約47年稼働）を考慮して設定した。なお、上記(1)のとおり、将来的には次期更新工事の建設用地とすることから都市計画決定は廃止せず、暫定利用として、敷地利用について検討を行う。

3. 財政負担の軽減

(1) 環境衛生センターの解体において活用することのできる国庫補助や地方債などについて整理し、検討を行う。

(2) 財産の有効活用を踏まえた、中期的な敷地利用について検討を行う。

(3) 検討にあたっては、他事業の進捗等も踏まえ、財政負担の平準化に配慮する。